

令和2年度特例対応

必ずご確認ください！！《資格取得期限の延長》

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、令和2年度の特例として、補助条件の見直しを行い、以下のとおり資格取得期限を延長いたします。

なお、令和2年度新たに対象者として申請する職員に加えて、平成30年度又は平成31年度から継続して補助対象となっている職員についても、令和2年度以降の資格取得について、今回の期限延長を適用します。

本事業を通して、今後とも計画的な人材育成とキャリアアップ環境の整備をお願いいたします。

※従前どおり、以下の期限よりも前倒しで資格取得した場合も、その他の補助条件を満たせば、資格取得後も最大5年間の補助対象期間満了まで補助対象となります。

《見直し前：従前の補助条件》

補助対象期間の開始月から、

- 1年以内に介護職員初任者研修を修了
- 3年以内に実務者研修を修了
- 4年目及び5年目に介護福祉士試験を受験（合否は問わない）すること。

見直し

《見直し後：令和2年度の補助条件》

●平成30年度に初めて対象者となった職員

補助対象期間の開始月から、

- 1年以内に介護職員初任者研修を修了
- 4年以内に実務者研修を修了
- 5年目に介護福祉士試験を受験（合否は問わない）すること。

●平成31年度に初めて対象者となった職員・令和2年度に初めて対象者として申請する職員

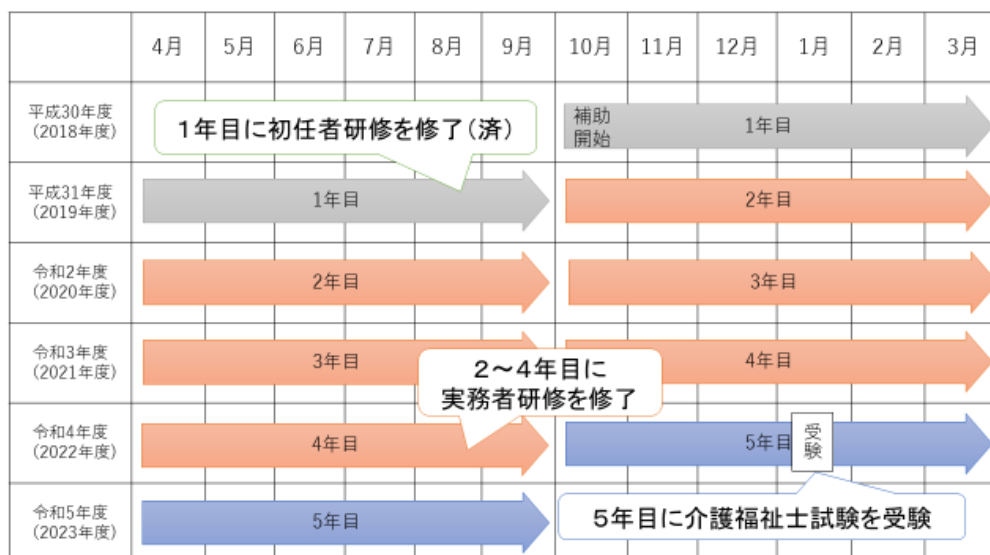
補助対象期間の開始月から、

- 2年以内に介護職員初任者研修を修了
- 4年以内に実務者研修を修了
- 5年目に介護福祉士試験を受験（合否は問わない）すること。

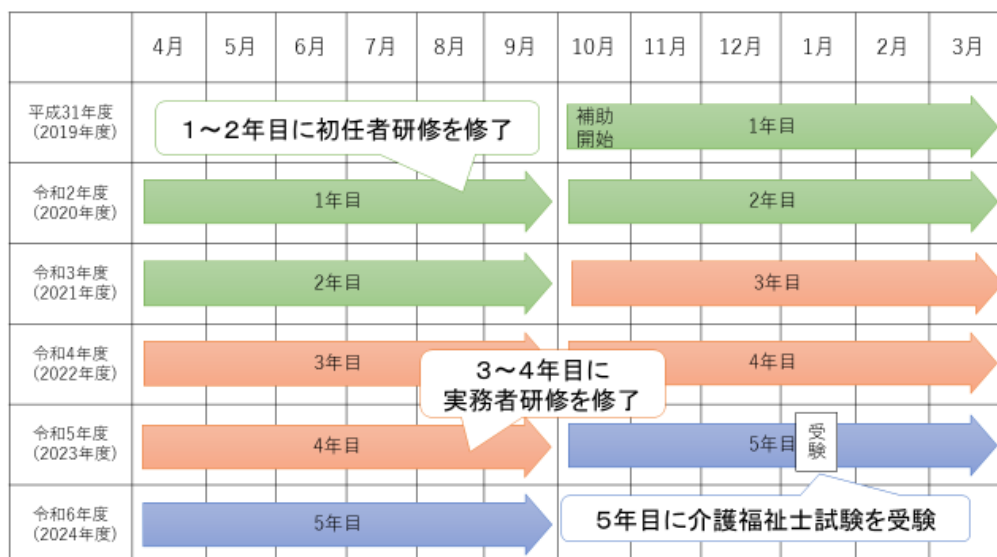
※詳細は、裏面の参考例及び東京都福祉保健財団HP（6月中旬資料掲載予定）をご覧ください。

（裏面あり）

参考例 1 平成 30 年（2018 年）10 月から補助対象となった職員



参考例 2 令和元年（2019 年）10 月から補助対象となった職員



参考例 3 令和 2 年（2020 年）10 月から補助対象として申請する職員

